

福岡地方最低賃金審議会
**第2回福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会**

資料目次

- 資料No.1 令和2年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県電子部品・
デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金専門部会 委員名簿…………… 1
- 資料No.2 都道府県別特定最低賃金額（電気機械器具製造業関係） …… 3
- 資料No.3 特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書…………… 5
- 資料No.4 令和2年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳
（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業） …………… 1 1
- 資料No.5 令和2年 福岡県賃金実態調査結果
（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業） …………… 1 3

令和2年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県電子部
品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械
器具製造業最低賃金専門部会 委員名簿

種別	氏名	現職
公益代表委員	とみやま あつし 富山 敦	弁護士
	はまさき ふみ 濱崎 録	西南学院大学 法科大学院 教授
	まつもと いくこ 松本 郁子	弁護士
労働者代表委員	おきなか さとし 沖中 聡志	パナソニック アプライアンス労働組合 福岡・佐賀地区支部 執行委員長
	にしどめ しんや 西留 紳也	西部電機労働組合 執行委員長
	くぼ たかし 久保 隆志	電機連合福岡地方協議会 事務局長
使用者代表委員	よしおか ひでき 吉岡 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事
	おがた せいこう 緒方 正剛	株式会社キューヘン 総務部長
	たかまつ ゆうた 高松 雄太	株式会社安川電機 労務改革部 労政課長

各都道府県別特定最低賃金額

(令和元年度最賃額順)

(◎は最大値、●は最小値(0を除く))

加重平均額 892円

番号	都道府県名	最低賃金の名称	30年度最賃額	R1年度最賃額	引上額	引上率	県最賃引上額	県最賃額 R1	県最賃額未済	県最賃額との差額	県最賃額との比率	特賃適用者数
1	大阪(A)	電気機械器具製造業等	937	965	◎ 28	2.99%	28	964		1	100.1%	34,070
2	埼玉(A)	電気機械器具製造業等	930	951	21	2.26%	28	926		25	102.7%	34,560
3	千葉(A)	電気機械器具製造業等	928	951	23	2.48%	28	923		28	103.0%	16,680
4	京都(B)	電気機械器具製造業等	919	936	17	1.85%	27	909		27	103.0%	26,410
5	福岡(C)	電気機械器具製造業等	905	926	21	2.32%	27	841		85	110.1%	21,340
6	静岡(B)	電気機械器具製造業等	900	919	19	2.11%	27	885		34	103.8%	41,520
7	滋賀(B)	電気機械・精密	894	914	20	2.24%	27	866		48	105.5%	27,010
8	山梨(C)	電気機械器具製造業等	890	913	23	2.58%	27	837		76	109.1%	14,480
9	栃木(B)	電気機械器具製造業等	889	910	21	2.36%	27	853		57	106.7%	16,800
10	新潟(C)	電気機械器具製造業等	890	908	18	2.02%	27	830		78	109.4%	20,170
11	群馬(C)	電気機械器具製造業等	886	908	22	2.48%	26	835		73	108.7%	17,790
12	三重(B)	電気機械器具製造業等	886	905	19	2.14%	27	873		32	103.7%	24,350
13	愛知(A)	電気機械器具製造業等	901	901			28	926	○			
14	茨城(B)	電気機械・精密	877	901	24	2.74%	27	849		52	106.1%	30,140
15	兵庫(B)	電気機械器具製造業等	873	900	27	3.09%	28	899		1	100.1%	32,010
16	広島(B)	電気機械器具製造業等	873	895	22	2.52%	27	871		24	102.8%	15,660
17	北海道(C)	電気機械器具製造業等	868	894	26	3.00%	26	861		33	103.8%	6,580
18	長野(B)	電気機械・精密	872	892	20	2.29%	27	848		44	105.2%	58,260
19	愛媛(D)	電気機械器具製造業等	870	892	22	2.53%	26	790		102	112.9%	3,280
20	山口(C)	電気機械器具製造業等	865	892	27	3.12%	27	829		63	107.6%	3,410
21	神奈川(A)	電気機械器具製造業等	890	890			28	1011				
22	岐阜(C)	電気機械器具製造業等	866	886	20	2.31%	26	851		35	104.1%	13,520
23	徳島(C)	電気機械器具製造業等	862	885	23	2.67%	27	793		92	111.6%	9,650
24	香川(C)	電気機械器具製造業等	862	883	21	2.44%	26	818		65	107.9%	3,580
25	奈良(C)	電気機械器具製造業等	865	882	17	1.97%	26	837		45	105.4%	1,080
26	岡山(C)	電気機械器具製造業等	854	878	24	2.81%	26	833		45	105.4%	10,120
27	石川(C)	電気機械器具製造業等	847	868	21	2.48%	26	832		36	104.3%	11,480
28	宮城(C)	電気機械器具製造業等	841	862	21	2.50%	26	824		38	104.6%	14,690
29	福井(C)	電気機械器具製造業等	840	857	17	2.02%	26	829		28	103.4%	11,240
30	富山(B)	電気機械器具製造業等	823	849	26	3.16%	27	848		1	100.1%	12,360
31	山形(D)	電気機械器具製造業等	821	843	22	2.68%	27	790		53	106.7%	15,080
32	佐賀(D)	電気機械器具製造業等	816	836	20	2.45%	28	790		46	105.8%	6,960
33	福島(D)	電気機械器具製造業等	815	833	18	2.21%	26	798		35	104.4%	27,770
34	秋田(D)	電気機械器具製造業等	808	833	25	3.09%	28	790		43	105.4%	8,750
35	長崎(D)	電気機械器具製造業等	808	833	25	3.09%	28	790		43	105.4%	6,660
36	大分(D)	電気機械器具製造業等	807	832	25	3.10%	28	790		42	105.3%	12,520
37	熊本(D)	電気機械器具製造業等	807	832	25	3.10%	28	790		42	105.3%	9,580
38	東京(A)	電気機械・精密	829	829			28	1013	○			
39	青森(D)	電気機械器具製造業等	806	829	23	2.85%	28	790		39	104.9%	6,900
40	島根(D)	電気機械器具製造業等	800	822	22	2.75%	26	790		32	104.1%	6,930
41	岩手(D)	電気機械器具製造業等	796	818	22	2.76%	28	790		28	103.5%	10,430
42	鹿児島(D)	電気機械器具製造業等	788	812	24	3.05%	29	790		22	102.8%	13,470
43	鳥取(D)	電気機械器具製造業等	790	807	17	2.15%	28	790		17	102.2%	7,670
44	宮崎(D)	電気機械器具製造業等	775	800	25	◎ 3.23%	28	790		10	101.3%	8,080
45	高知(D)	電気機械器具製造業等	788	793	● 5	● 0.63%	28	790		3	100.4%	480

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

- 1 業種別 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業
 - 2 団体（会社の名称） XXXXXXXXXX
所在地 XXXXXXXXXX
電話 XXXXXXXXXX
 - 3 意見発表者の職・氏名 XXXXXXXXXX
- 4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

(1) 特定（産業別）最低賃金は、「公正な賃金決定の促進による労働条件の向上」を目的とし、「労使交渉の補完・代替」の役割を担っています。

また、賃金の不当な切り下げ・製品の買い叩きを防止するなど「事業の公正競争の確保」により、「付加価値の適正循環」における適正配分実現に向けた機能も持っており、産業の健全な発展において重要な役割も担っています。

特定（産業別）最低賃金は、「当該産業労使のイニシアチブにより設定される」という性格から、厳しい経済環境にあるからこそ、当該産業を熟知した関係労使の真摯な話し合いのなかで決定していくことが望ましいと考えます。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、社会のデジタル化に対する期待が高まりつつあります。また、第4次産業革命と呼ばれるIoT、ビッグデータ、ロボット、人工知能（AI）などの発展のためには、電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業技術などが不可欠であり、その強みを生かし、新たな価値を生み出していくことが期待されています。

多くの中小企業で構成されるものづくり産業の強みは現場力であり、「人への投資」によって、継続的な発展を支える優秀な人材の確保の面からも、特定（産業別）最低賃金の金額改正の取り組みが求められます。

電機産業は、これからのかなめとなる産業であることから、未組織、パートタイム労働者、有期契約労働者などを含めた、電機産業で働くすべての労働者の賃金の底上げをはかるため、特定（産業別）最低賃金を、日本の基幹産業にふさわしい水準に引き上げることが重要です。

(3) 特定（産業別）最低賃金は、県内のすべての労働者に適用されるセーフティーネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢（18歳未満、65歳以上は除外）や業務（主として軽易な業務に従事する者や技能習得中の者を除く）を特定した、当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金です。したがって、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠となります。

(4) 電機産業に働く労働者の雇用と生活の安定をはかることは、当該産業労使の重要な役割であることを、労使の共通認識とすべきであり、そのためにも賃金の社会的な適正水準の確保が求められます。こうした対応のなかで、電機産業に働く労働者における、賃金のセーフティネットとしての役割を果たす特定（産業別）最低賃金の設定と水準の改定が大変重要になっています。

一方で、電機産業は、大手企業から中小・零細企業まで裾野の広い産業構造になっているため、産業内の賃金格差が大きいという実態があります。したがって、電機産業に働くすべての労働者の生活安定と事業の公正競争確保をはかるうえで、特定（産業別）最低賃金の設定と適正水準への改善が不可欠の要件といえます。

参考まで、電機連合が電機・電子・情報通信産業経営者連盟（電経連）に申し入れた要請書を添付しておりますのでご参照ください。

(5) 2020年総合労働条件改善闘争（以下、2020年闘争）において、電機連合は、定昇相当分や昇進・昇格昇給など賃金体系維持をはかったうえで、1,000円以上の賃金水準改善（ベア）を実現することができました。

7年連続となる賃金水準の改善は、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、今次闘争において電機産業労使に課せられた、社会的役割と責任を果たすことができたものと考えています。この賃上げの結果を、特定（産業別）最低賃金に反映する必要があります。

(6) 2020年闘争の取り組みのなかで、電機連合加盟組合は企業内のミニマム基準となる「企業内最低賃金」についての金額改定要求を行い、1,000円の引上げをはかり、月額164,000円の水準となりました。

この水準の時間当たり換算額（中間組合の賃金協定上の月平均労働時間154.3時間）は、1,062円程度となります。

一方、福岡県の18歳以上の基幹的労働者に適用される特定（産業別）最低賃金は926円と、「企業内最低賃金」時間当たり換算額1,062円の87%の水準にとどまっており、同じ電機産業のなかで非正規雇用で働く労働者を含む、すべての労働者の公正な賃金決定、同一価値労働同一賃金の観点から、均等・均衡処遇の実現に向けた格差改善が求められます。

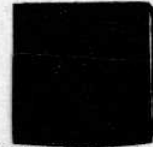
(7) 福岡県の電機産業の特定（産業別）最低賃金（926円）は、鉄鋼業（975円）や輸送用機械（944円）など、他の金属産業の最低賃金と比較して相対的に低い実態にあることから、リーディング産業にふさわしい賃金水準に引き上げるため、計画的な格差改善が求められます。

以上のことから、今年度も特定（産業別）最低賃金改正の必要性を強く主張します。



2020年2月18日

電機・電子・情報通信産業経営者連盟
理事長 豊原正恭様



全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
中央執行委員長 野中孝泰

法定特定（産業別）最低賃金「2020年度金額改正」の 取り組みにあたって（要請）

貴団体におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、電機連合の法定特定（産業別）最低賃金の金額改正の取り組みに対し、貴団体および貴団体加盟各社のご理解とご協力を賜っておりますことに、あらためて感謝申し上げます。

電機連合は毎年、電機産業に関わる法定特定（産業別）最低賃金である、法定電気機械器具製造業最低賃金の金額改正に取り組んでおり、2019年度は42道府県において金額改正に至ることができました。

法定特定（産業別）最低賃金は、都道府県内のすべての労働者に適用されるセーフティーネットである法定地域別最低賃金とは異なり、年齢や業務などを限定した、当該産業の「基幹的労働者」に適用される最低賃金であり、関係労使のイニシアティブにもとづき設定・金額改正を行うことと定められています。

電機連合は、法定特定（産業別）最低賃金の意義と役割を踏まえ、今後とも従来の取り組みを継承・発展させていくとともに、引き続き、関係労使のご理解とご協力を得ながら、電機産業にふさわしい最低賃金の水準設定と運用が図られるよう、取り組みを推進していく所存です。この取り組みは、未組織労働者を含む電機産業に働くすべての労働者の賃金の下支えとなり、労働力の質的向上が期待されることに加え、事業の公正競争確保により電機産業の持続的な成長に大きく寄与すると確信しております。

現在、電機連合は各地域において、法定電気機械器具製造業最低賃金の2020年度金額改正に向け、申出要件確保のための取り組みを進めております。つきましては、貴団体および貴団体加盟各社、さらには関連企業各社等におかれましては、法定特定（産業別）最低賃金の意義と役割をご理解いただくとともに、今年度の私どもの取り組みに対しましても、引き続きご理解とご協力を賜りたく、ここに要請いたします。

以上

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

- 1 業種別 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業
- 2 団体（会社の名称）
所在地
電話
- 3 意見聴取者の職・氏名
- 4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見
- ・日本経済は、2019年度の実質GDP成長率が、前年比+0.5%とプラス成長となっている。しかし、新型コロナウイルス流行が日本経済に与える影響は甚大である。
2020年1～3月期の実質GDPは、前期比▲0.6%、4～6月の実質GDPは外出自粛や店舗休業で前期比▲7.8%で年率換算では27.8%減となり、減少率はリーマン・ショック後の09年1～3月期（前期比年率17.8%減）を超え、比較可能な1980年以降で最大の落ち込みとなっている。
 - ・設備投資については、日本政策投資銀行が8月5日に発表した「設備投資計画調査」によると2020年度計画は、対前年比全産業で+3.9%の16兆5766億円であるが、この調査は実績が計画を下回る傾向があり、計画額としては11年ぶりの低水準である。九州7県に限ると対前年比1.8%減となっており、熊本地震があった16年度以来、4年ぶりの低水準である。
さらに、雇用動向について、九州・沖縄の2020年6月の有効求人倍率は前月を0.06ポイント下回る1.04倍となり、2015年9月以来の低水準である。低下は6カ月連続で、全国（1.11倍）を下回っている。コロナ感染拡大が先行き不透明な状況のため、企業側が採用を抑制する動きが広まっていると予想する。
 - ・電機産業の今後の動向は明るい兆しが見えず、中小企業庁の「中小企業景

況調査(2020年4-6月期)」によると、九州・沖縄地区における中小企業の業況判断DI(前期比季調値)は全産業で▲69.3、製造業においても▲70.5と低下しており、依然として中小企業には厳しい情勢が続いていることが伺われる。

・2020年度春季交渉において、電機産業の賃金改定の状況は、賃金体系の維持を図ったうえで、6年連続の賃金改善要求(水準改善3,000円以上)に対して、1,000円の水準改善の妥結となった。

また、産業別最低賃金(18歳見合い)については、4,000円の引き上げ要求に対して、1,000円の引き上げの164,000円となった。コロナ感染拡大や米中貿易摩擦により、先行きが極めて不透明な状況が続いている、電機大手では今期の業績開示を控える会社もある。

・日本経済新聞(8月11日1面)によると、上場企業の2021年3月期の業績予想を集計すると、純利益は前期比36%減となり3期連続の減益となる見通しであり、リーマン・ショック時の09年3月以来の落ち込みとなる。また8月7日時点で今期予想を開示した企業は全体の66%であり、業績予想を出していない企業の開示が増えれば、全体の集計値が悪化する可能性がある。

・以上の通り、新型コロナウイルスの鎮静化や米中貿易摩擦の先行きが見通せない中、投資が冷え込み回復の見通しが立たない状況にある。

厚生労働省の中央最低賃金審議会の小委員会の結論は、目安を示さず「現行水準を維持することが妥当な状況」である。最低賃金の引き上げは地域の雇用情勢などを踏まえて判断するよう委ねられているが、目安が示されないのはリーマンショック以来である。

休業を実施した企業もある、危機的な状況下において、企業の固定的な負担となる賃上げの判断については、極めて慎重に判断すべきである。

以上

令和2年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数	協定最低賃金 (時間額) 令和元年度	協定最低賃金 (時間額) 30年度	協定最低賃金 (時間額) 29年度
使用者(事業場)	労働組合					
三菱電機株式会社 福岡地区事業所	三菱電機労働組合 (福岡支部)	令和2年3月16日	438 名	¥1,058	¥1,052	¥1,046
株式会社安川電機 八幡工場	安川電機労働組合 (八幡支部)		927 名	¥1,058	¥1,052	¥1,046
株式会社安川電機 行橋工場	安川電機労働組合 (行橋支部)	令和2年5月18日	576 名	¥1,058	¥1,052	¥1,046
株式会社安川電機 小倉事業所	安川電機労働組合 (小倉支部)		250 名	¥1,058	¥1,052	¥1,046
豊前東芝エレクトロニクス株式会社	豊前東芝エレクトロニクス 労働組合	令和2年3月25日	519 名	¥1,039	¥1,046	¥1,035
パナソニック株式会社	パナソニックグループ労働 組合連合会 (パナソニックアプライア ンス労働組合 福岡・佐賀 地区支部)	令和2年4月24日	470 名	¥1,066	¥1,060	¥1,055
	パナソニックグループ労働 組合連合会 (パナソニックコネク ティッドソリューションズ 労働組合 福岡支部)		935 名	¥1,066	¥1,060	¥1,055
	パナソニックグループ労働 組合連合会 (パナソニックプロセス オートメーション労働組合 福岡支部)		372 名	¥1,066	¥1,060	¥1,055
日本タングステン株式会社 本社・宇美工場・飯塚工場	JAM日本タングステン労働 組合 (JAM九州・山口日本タ ングステン労働組合)	令和2年3月24日	94 名	¥1,037	¥1,015	¥1,009
株式会社三井ハイテック	三井ハイテック労働組合	令和2年5月1日	1,693 名	¥1,001	¥984	¥970
アドバンテックテクノロジーズ 株式会社	アドバンテックテクノロ ジーズ労働組合	令和2年3月30日	118 名	¥1,030	¥981	¥936
西部電機株式会社	西部電機労働組合	令和2年4月17日	353 名	¥1,017	¥1,011	¥1,004
八幡電機精工株式会社	八幡電機精工労働組合	令和2年4月2日	107 名	¥987	¥971	¥911
東芝EIコントロールシステム 株式会社	東芝EIコントロールシス テム労働組合 (九州支部)	令和2年3月18日	146 名	¥1,002	¥1,007	¥996
株式会社正興電機製作所	正興電機労働組合	令和2年4月7日	396 名	¥1,029	¥1,027	¥998
株式会社エヌ・ジェイ・アール 福岡	NJR福岡労働組合	令和2年3月31日	233 名	¥1,062	¥1,064	¥1,046
合計			7,627 名	最低:¥987	最低:¥971	最低:¥911

資料
No.5

令和2年

福岡県賃金実態調査結果

(電子部品・デバイス・電子回路、電気
機械器具、情報通信機械器具製造業)

福岡労働局労働基準部監督課賃金室

目次

1	調査の概要	1
2	日本標準産業分類（電気機械器具製造業関係）	2
3	賃金統計用語の解説について	7
4	令和元年調査結果	
	(1) 就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率	8
	(2) 規模別・賃金階級別 労働者数・分布率	9
	(3) 1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移	10
5	最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表	11
6	最低賃金に関する基礎調査票	12

調査の概要

1 調査目的

本調査は、福岡地方最低賃金審議会における最低賃金の改正及び決定の審議に資するため実施したものである。

2 調査区域

福岡県全域

3 調査対象事業所の産業及び規模

調査の対象は、日本標準産業分類に定める産業のうち、

E28 (電子部品・デバイス・電子回路製造業)	}	常用労働者 100 人未満 規模の民営事業所
E29 (電気機械器具製造業)		
E30 (情報通信機械器具製造業)		

から、一定の方法により抽出した事業所とした。

4 調査対象期間及び労働者

令和2年6月分の賃金及び労働時間等について調査対象事業所に所属する全労働者について実施した。

ただし、30人以上の規模の事業所については全労働者の1/2を調査対象労働者とした。

5 調査方法及び各調査票の集計方法

調査は、通信調査により実施し、回収した「最低賃金に関する基礎調査票」により137事業所についてデータベースソフトを用いて集計を行った。

ただし、一部の事業所を調査対象としたものであるため、集計に際しては、規模別に母集団データを与え、労働者数の復元を行っている。

6 集計項目

就業形態別・規模別及び1時間当たり所定内賃金額階級別の労働者数

7 規模別・事業所数及び労働者数

規模計		1～9人規模		10～29人規模		30～99人規模	
事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数
527	5098	328	674	126	1448	73	2977

※ 表中の事業所数は「平成28年経済センサス」に基づく母集団数である。

※ 表中の数値は小数点以下を四捨五入しているため、個々の数値の合計は合計欄の数値と一致しない場合がある。

日本標準産業分類
(電気機械器具製造業関係)

【28 電子部品・デバイス・電子回路製造業】

280 管理、補助的経済活動を行う事業所

2800 主として管理事務を行う本社等

主として電子部品・デバイス・電子回路製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

2809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として電子部品・デバイス・電子回路製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

281 電子デバイス製造業

2811 電子管製造業

主として光源用以外の電子管を製造する事業所をいう。

2812 光電変換素子製造業

主として光電変換素子製造業(半導体素子を除く)を製造する事業所をいう。

2813 半導体素子製造業(光電変換素子を除く)

主として半導体素子を製造する事業所をいう。

2814 集積回路製造業

主として半導体集積回路、薄膜集積回路及び混成集積回路の製造並びに組立てを行う事業所をいう。

2815 液晶パネル・フラットパネル製造業

主として液晶パネル、プラズマパネルなどを製造する事業所をいう。

282 電子部品製造業

2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品

主として抵抗器、コンデンサ、変成器及び複合部品(回路の標準化に適合させるため、従来の抵抗器、コンデンサなどの個別部品を一体化したものを)を製造する事業所をいう。

2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業

主としてスピーカ、マイクロホン、ヘッドホンなどの部品、磁気ヘッド及び、小形モータ(入力電力3ワット未満のもの)を製造する事業所をいう。

2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業

主としてコネクタ、スイッチ及びリレーを製造する事業所をいう。

283 記録メディア製造業

2831 半導体メモリメディア製造業

主として半導体メモリカード、メモリースティック、その他のメモリカードを製造する事業所をいう。

2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業

主として記録する前の光ディスク、磁気ディスク、磁気テープ等を製造する事業所をいう。

284 電子回路製造業

2841 電子回路基板製造業

主として電子回路基板を製造する事業所をいう。

2842 電子回路実装基板製造業

主として電子回路実装基板(電子回路基板と搭載部品から構成され、電氣的相互接続を有するもの)を製造する事業所をいう。

285 ユニット部品製造業

2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業

主として電源ユニット、高周波ユニット(受信用チューナ、受信用アンテナなど)及びコントロールユニットを製造する事業所をいう。

2859 その他のユニット部品製造業

主として他に分類されないユニット部品を製造する事業所をいう。

289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

主として整流器(電力用を除く)、磁性材部品(粉末や金によるもの)など他に分類されない電子部品を製造する事業所をいう。

【29 電気機械器具製造業】

290 管理、補助的経済活動を行う事業所

2900 主として管理事務を行う本社等

主として電気機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

2909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として電気機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業

2911 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業

主として一般産業用及び鉄道車両、船舶用の電動機、発電機並びに電動機、内燃機関、蒸気機関、蒸気タービンなどにより駆動される発電装置、その他の回転電気機械を製造する事業所をいう。

2912 変圧器類製造業(電子機器用を除く)

主として送配電用及び機器用の変圧器類を製造する事業所をいう。

2913 電力開閉装置製造業

主として電力開閉装置を製造する事業所をいう。

2914 配電盤・電力制御装置製造業

主として遮断器、電気制御装置及び避雷装置を製造する事業所をいう。

2915 配線器具・配線付属品製造業

主として配線器具(小形開閉器、点滅器、接続器、電球保持器など)及び配線ばこ並びに部品(パネルボード、小形配線ばこ、ヒューズなど)を製造する事業所をいう。

292 産業用電気機械器具製造業

2921 電気溶接機製造業

主として電気溶接装置及び電極保持具を製造する事業所をいう。

2922 内燃機関電装品製造業

- 主として自動車、航空機などの内燃機関電
装品を製造する事業所をいう。
- 2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両
用、船舶用を含む)
主として蓄電器(電子機器用を除く)、電気
窯炉類、熱装置を含む他に分類されない工業
用及び商業用電気装置並びに他に分類され
ない車両用・船舶用電気装置を製造する事業
所をいう。
- 293 民生用電気機械器具製造業
- 2931 ちゅう房機器製造業
主としてちゅう房機器を製造する事業所を
いう。
- 2932 空調・住宅関連機器製造業
主として空調・住宅関連機器を製造する事
業所をいう。
- 2933 衣料衛生関連機器製造業
主として衣料衛生関連機器を製造する事業
所をいう。
- 2939 その他の民生用電気機械器具製造業
主として電気暖房器、理美容機器などのよ
うな他に分類されない民生用電気機械器具を
製造する事業所をいう。
- 294 電球・電気照明器具製造業
- 2941 電球製造業
主として電球及び類似の光源を製造する事
業所をいう。
- 2942 電気照明器具製造業
主として白熱電灯器具、放電灯器具、携帯
電灯、発電ランプなど及びこれらの附属品を
製造する事業所をいう。
- 295 電池製造業
- 2951 蓄電池製造業
主として蓄電池を製造する事業所をいう。
- 2952 一次電池(乾電池、湿電池)製造業
主として一次電池(乾電池、湿電池)を製造
する事業所をいう。
- 296 電子応用装置製造業
- 2961 X線装置製造業
主として医療用及び産業用X線装置を製造
する事業所をいう。
- 2962 医療用電子応用装置製造業
主として電子エネルギーを利用した医療用
の電子応用装置を製造する事業所をいう。
- 2969 その他の電子応用装置製造業
主として粒子加速装置、放射性物質応用装
置、弾性波応用装置、超音波応用装置、電磁
応用探知装置、電気探知装置、高周波電力
応用装置、電子顕微鏡など他に分類されない
電子応用装置を製造する事業所をいう。
- 297 電気計測器製造業
- 2971 電気計測器製造業(別掲を除く)
主として電気計測器を製造する事業所をい
う。
- 2972 工業計器製造業
主として温度、流量、液面などの物象の状
態量の計測記録又は計測制御のため検出、
変換、指示記録、調節、調節操作などを一
体的に、連けいして行う機器を製造する事業
所をいう。
- 2973 医療用計測器製造業
主として電気特性を利用した生体検査・診
断用の各種の機器を製造する事業所をいう。

299 その他の電気機械器具製造業

2999 その他の電気機械器具製造業

主として電球用口金など他に分類されない
電気機械器具を製造する事業所をいう。

【30 情報通信機械器具製造業】

300 管理、補助的経済活動を行う事業所(30
情報通信機械器具製造業)

3000 主として管理事務を行う本社等

主として情報通信機械器具製造業の事業
所を統括する本社等として、自企業の経営を
推進するための組織全体の管理統括業務、
人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知
的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開
発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情
報システム管理、保有資機材の管理、仕入・
原材料購入、役務・資材調達等の現業以外
の業務を行う事業所をいう。

3009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業
所

主として情報通信機械器具製造業における
活動を促進するため、同一企業の他事業所
に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の
支援業務を行う事業所をいう。

301 通信機械器具・同関連機械器具製造業

3011 有線通信機械器具製造業

主として電話機、交換機、電信機、搬送装
置、有線放送装置及びその他の有線通信機
械器具を製造する事業所をいう。

3012 携帯電話機・PHS電話機製造業

主として携帯電話機、PHS電話機を製造す
る事業所をいう。

3013 無線通信機械器具製造業

主として無線通信機械器具及び各種無線
応用機器を製造する事業所をいう。

3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業

主としてラジオ受信機及びテレビジョン受信
機を製造する事業所をいう。

3015 交通信号保安装置製造業

主として交通保安の用に供する電気信号
保安装置及び機械信号保安装置並びに鉄道
軌条の転てつ器、その他の分岐器を製造する
事業所をいう。3019 その他の通信機械器具・
同関連機械器具製造業主として音響信号装
置、警報装置などのような他に分類されない
電気通信装置を製造する事業所をいう。

302 映像・音響機械器具製造業

3021 ビデオ機器製造業

主として磁気録画装置(デジタルカメラを除
く)又は画像再生装置を製造する事業所をい
う。

3022 デジタルカメラ製造業

主としてデジタルカメラを製造する事業所を
いう。

3023 電気音響機械器具製造業

主として録音装置、再生装置、拡声装置及
び附属品(完成品)を製造する事業所をいう。

303 電子計算機・同附属装置製造業

3031 電子計算機製造業(パーソナルコンピュータ
を除く)

主としてデジタル形電子計算機(プログラム
内蔵方式であって、プログラム言語を使用す
るものに限る)を製造する事業所をいう。

3032 パーソナルコンピュータ製造業

主として以下の電子計算機を製造する事業
所をいう。

3033 外部記憶装置製造業

主として中央処理装置(CPU)が入出力チャンネルを通してデータを書き込んだり、読み出すことが可能な記憶装置を製造する事業所をいう。

3034 印刷装置製造業

主としてラインプリンタ、ページプリンタ等の印刷装置を製造する事業所をいう。

3035 表示装置製造業

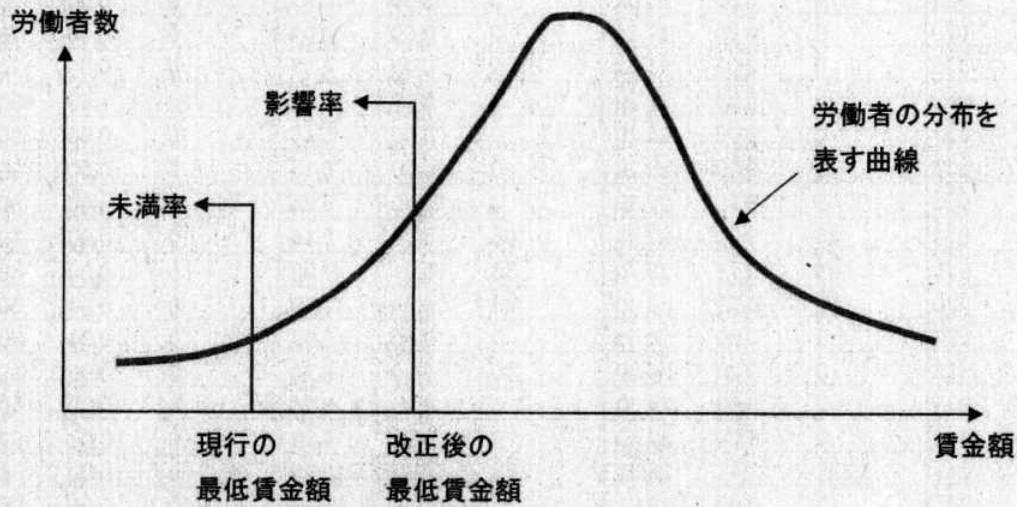
主として表示装置(CRTディスプレイ、液晶ディスプレイなど)を製造する事業所をいう。

3039 その他の附属装置製造業

主としてスキャナ、端末装置、その他の入力装置などの附属装置を製造する事業所をいう。

賃金統計用語の解説について

○ 未満率及び影響率のイメージ図



○ 第1・20分位数

集計対象のデータ(数値)を小さい順に並べた時、初めから数えて全体の20分の1(=5%)の順位(位置)にある数値

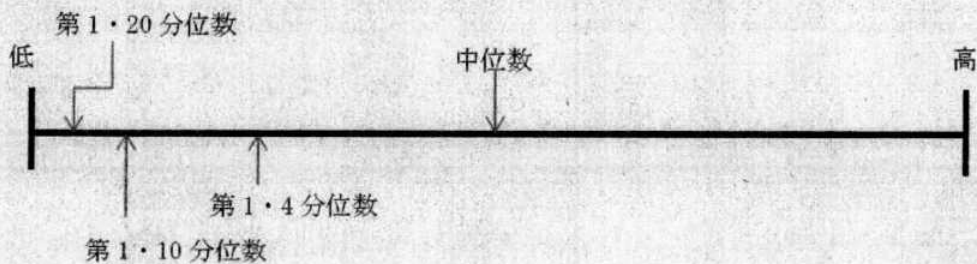
○ 第1・10分位数、第1・4分位数

上記同様、それぞれ全体の10分の1(=10%)の順位(位置)、4分の1(=25%)の順位(位置)にある数値

○ 中位数

※平均値とは異なる

同様に、2分の1(=50%)の順位(位置)にある数値



すべての対象データを小さい順(低い方から高い方)に横に並べたイメージ図

令和2年 就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積分 布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～ 840	58	1.14	1.14	58	1.47	1.47	0	0.00	0.00
841 ～ 925	1,005	19.71	20.85	125	3.17	4.64	879	75.97	75.97
926 ～ 926	39	0.77	21.62	13	0.33	4.97	28	2.42	78.39
927 ～ 927	0	0.00	21.62	0	0.00	4.97	0	0.00	78.39
928 ～ 928	0	0.00	21.62	0	0.00	4.97	0	0.00	78.39
929 ～ 929	0	0.00	21.62	0	0.00	4.97	0	0.00	78.39
930 ～ 930	30	0.59	22.20	7	0.18	5.15	22	1.90	80.29
931 ～ 931	0	0.00	22.20	0	0.00	5.15	0	0.00	80.29
932 ～ 932	0	0.00	22.20	0	0.00	5.15	0	0.00	80.29
933 ～ 933	5	0.10	22.30	4	0.10	5.25	0	0.00	80.29
934 ～ 934	35	0.69	22.99	36	0.91	6.16	0	0.00	80.29
935 ～ 935	36	0.71	23.70	36	0.91	7.08	0	0.00	80.29
936 ～ 936	36	0.71	24.40	36	0.91	7.99	0	0.00	80.29
937 ～ 937	0	0.00	24.40	0	0.00	7.99	0	0.00	80.29
938 ～ 938	10	0.20	24.60	10	0.25	8.24	0	0.00	80.29
939 ～ 939	0	0.00	24.60	0	0.00	8.24	0	0.00	80.29
940 ～ 940	0	0.00	24.60	0	0.00	8.24	0	0.00	80.29
941 ～ 941	72	1.41	26.01	71	1.80	10.05	0	0.00	80.29
942 ～ 942	0	0.00	26.01	0	0.00	10.05	0	0.00	80.29
943 ～ 943	35	0.69	26.70	36	0.91	10.96	0	0.00	80.29
944 ～ 944	0	0.00	26.70	0	0.00	10.96	0	0.00	80.29
945 ～ 945	0	0.00	26.70	0	0.00	10.96	0	0.00	80.29
946 ～ 946	0	0.00	26.70	0	0.00	10.96	0	0.00	80.29
947 ～ 947	0	0.00	26.70	0	0.00	10.96	0	0.00	80.29
948 ～ 948	0	0.00	26.70	0	0.00	10.96	0	0.00	80.29
949 ～ 949	0	0.00	26.70	0	0.00	10.96	0	0.00	80.29
950 ～ 950	39	0.77	27.46	0	0.00	10.96	39	3.37	83.66
951 ～ 951	0	0.00	27.46	0	0.00	10.96	0	0.00	83.66
952 ～ 952	3	0.06	27.52	3	0.08	11.04	0	0.00	83.66
953 ～ 953	0	0.00	27.52	0	0.00	11.04	0	0.00	83.66
954 ～ 954	0	0.00	27.52	0	0.00	11.04	0	0.00	83.66
955 ～ 955	0	0.00	27.52	0	0.00	11.04	0	0.00	83.66
956 ～ 956	0	0.00	27.52	0	0.00	11.04	0	0.00	83.66
957 ～ 957	0	0.00	27.52	0	0.00	11.04	0	0.00	83.66
958 ～ 999	190	3.73	31.25	105	2.66	13.70	85	7.35	91.01
1,000 ～ 1,099	287	5.63	36.88	245	6.22	19.91	42	3.63	94.64
1,100 ～ 1,199	341	6.69	43.57	326	8.27	28.18	15	1.30	95.94
1,200 ～ 1,299	410	8.04	51.61	385	9.77	37.95	25	2.16	98.10
1,300 ～ 1,399	526	10.32	61.93	521	13.22	51.17	5	0.43	98.53
1,400 ～ 1,499	337	6.61	68.54	337	8.55	59.72	0	0.00	98.53
1,500 ～	1,604	31.46	100.00	1,588	40.28	100.00	17	1.47	100.00
計	5,098	100.00		3,942	100.00		1,157	100.00	
月平均賃金額	227,871			263,026			108,062		
時間当たり平均額	1,398			1,539			918		
第1・20分位数	841			930			841		
第1・10分位数	847			941			841		
第1・4分位数	941			1,168			841		
中位数	1,278			1,389			851		

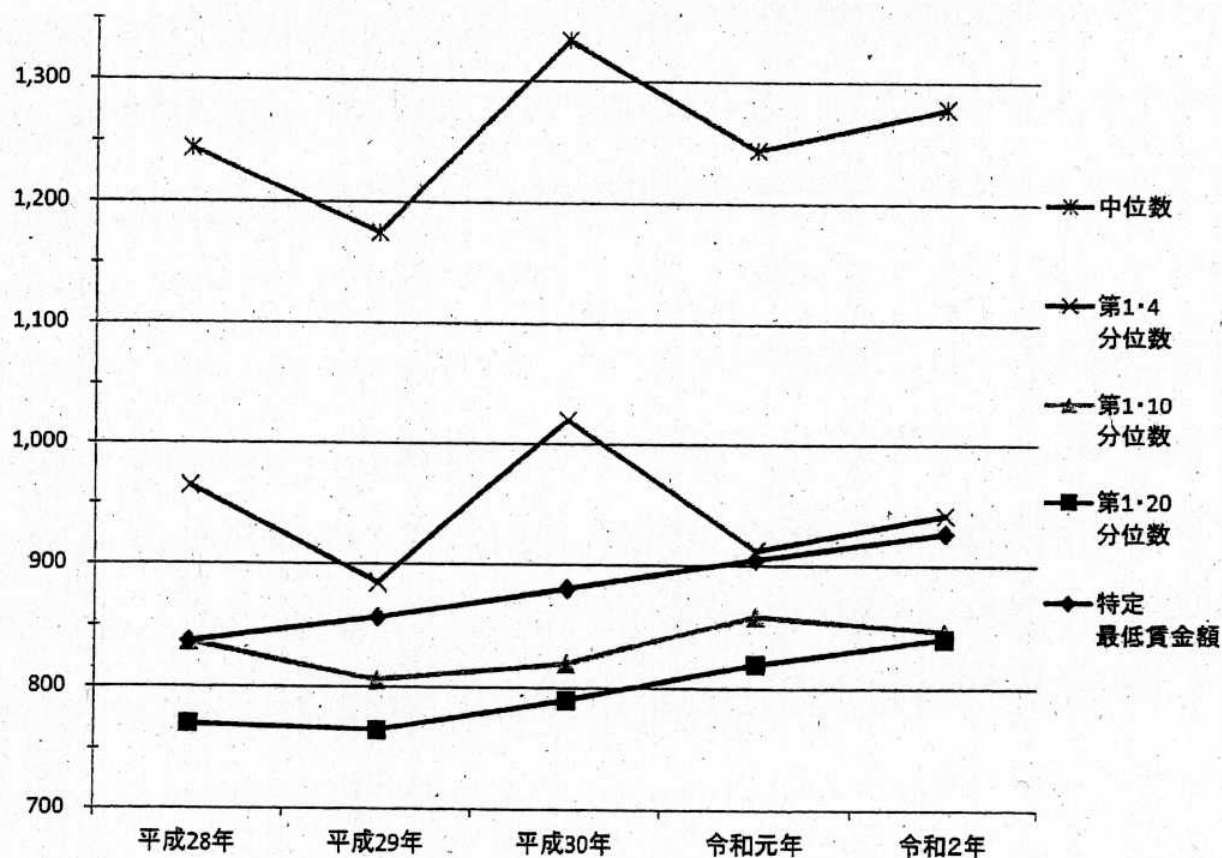
令和2年 規模別・賃金階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	1~9人			10~29人			30~99人		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
~ 840	10	1.48	1.48	25	1.73	1.73	22	0.74	0.74
841 ~ 925	102	15.13	16.62	176	12.15	13.88	727	24.42	25.16
926 ~ 926	11	1.63	18.25	18	1.24	15.12	12	0.40	25.56
927 ~ 927	0	0.00	18.25	0	0.00	15.12	0	0.00	25.56
928 ~ 928	0	0.00	18.25	0	0.00	15.12	0	0.00	25.56
929 ~ 929	0	0.00	18.25	0	0.00	15.12	0	0.00	25.56
930 ~ 930	5	0.74	18.99	22	1.52	16.64	2	0.07	25.63
931 ~ 931	0	0.00	18.99	0	0.00	16.64	0	0.00	25.63
932 ~ 932	0	0.00	18.99	0	0.00	16.64	0	0.00	25.63
933 ~ 933	0	0.00	18.99	5	0.35	16.99	0	0.00	25.63
934 ~ 934	0	0.00	18.99	0	0.00	16.99	36	1.21	26.84
935 ~ 935	0	0.00	18.99	0	0.00	16.99	36	1.21	28.05
936 ~ 936	0	0.00	18.99	0	0.00	16.99	36	1.21	29.26
937 ~ 937	0	0.00	18.99	0	0.00	16.99	0	0.00	29.26
938 ~ 938	0	0.00	18.99	5	0.35	17.33	5	0.17	29.43
939 ~ 939	0	0.00	18.99	0	0.00	17.33	0	0.00	29.43
940 ~ 940	0	0.00	18.99	0	0.00	17.33	0	0.00	29.43
941 ~ 941	0	0.00	18.99	0	0.00	17.33	71	2.38	31.81
942 ~ 942	0	0.00	18.99	0	0.00	17.33	0	0.00	31.81
943 ~ 943	0	0.00	18.99	0	0.00	17.33	36	1.21	33.02
944 ~ 944	0	0.00	18.99	0	0.00	17.33	0	0.00	33.02
945 ~ 945	0	0.00	18.99	0	0.00	17.33	0	0.00	33.02
946 ~ 946	0	0.00	18.99	0	0.00	17.33	0	0.00	33.02
947 ~ 947	0	0.00	18.99	0	0.00	17.33	0	0.00	33.02
948 ~ 948	0	0.00	18.99	0	0.00	17.33	0	0.00	33.02
949 ~ 949	0	0.00	18.99	0	0.00	17.33	0	0.00	33.02
950 ~ 950	10	1.48	20.47	28	1.93	19.27	0	0.00	33.02
951 ~ 951	0	0.00	20.47	0	0.00	19.27	0	0.00	33.02
952 ~ 952	0	0.00	20.47	0	0.00	19.27	3	0.10	33.12
953 ~ 953	0	0.00	20.47	0	0.00	19.27	0	0.00	33.12
954 ~ 954	0	0.00	20.47	0	0.00	19.27	0	0.00	33.12
955 ~ 955	0	0.00	20.47	0	0.00	19.27	0	0.00	33.12
956 ~ 956	0	0.00	20.47	0	0.00	19.27	0	0.00	33.12
957 ~ 957	0	0.00	20.47	0	0.00	19.27	0	0.00	33.12
958 ~ 999	8	1.19	21.66	87	6.01	25.28	95	3.19	36.31
1,000 ~ 1,099	36	5.34	27.00	107	7.39	32.67	144	4.84	41.15
1,100 ~ 1,199	69	10.24	37.24	109	7.53	40.19	164	5.51	46.66
1,200 ~ 1,299	71	10.53	47.77	170	11.74	51.93	169	5.68	52.33
1,300 ~ 1,399	73	10.83	58.61	123	8.49	60.43	329	11.05	63.39
1,400 ~ 1,499	40	5.93	64.54	177	12.22	72.65	120	4.03	67.42
1,500 ~	239	35.46	100.00	396	27.35	100.00	970	32.58	100.00
計	674	100.00		1,448	100.00		2,977	100.00	
月平均賃金額	246,180			219,581			227,760		
時間当たり平均額	1,542			1,393			1,367		
第1・20分位数	841			850			841		
第1・10分位数	890			885			842		
第1・4分位数	1,037			980			922		
中位数	1,314			1,278			1,264		

1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間)

年	特定最低賃金額	第1・20分位数	第1・10分位数	第1・4分位数	中位数	未満率	影響率
平成28年	837	770	837	964	1,244	10.6%	14.39%
平成29年	857	765	806	885	1,175	18.2%	24.81%
平成30年	881	790	820	1,020	1,333	13.7%	17.18%
令和元年	905	820	859	912	1,244	13.5%	28.88%
令和2年	926	841	847	941	1,278	20.8%	—
前年比増減	21	21	-12	29	34		

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(全労働者)



最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名	福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金				
業種					
現行の最低賃金額	時間額			926円	
未満率	20.84%				
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	1	0.11	927	21.6	1,102
2	2	0.22	928	21.6	1,102
3	3	0.32	929	21.6	1,102
4	4	0.43	930	21.6	1,102
5	5	0.54	931	22.2	1,132
6	6	0.65	932	22.2	1,132
7	7	0.76	933	22.2	1,132
8	8	0.86	934	22.3	1,137
9	9	0.97	935	23.0	1,172
10	10	1.08	936	23.7	1,208
11	11	1.19	937	24.4	1,244
12	12	1.30	938	24.4	1,244
13	13	1.40	939	24.6	1,254
14	14	1.51	940	24.6	1,254
15	15	1.62	941	24.6	1,254
16	16	1.73	942	26.0	1,326
17	17	1.84	943	26.0	1,326
18	18	1.94	944	26.7	1,361
19	19	2.05	945	26.7	1,361
20	20	2.16	946	26.7	1,361
21	21	2.27	947	26.7	1,361
22	22	2.38	948	26.7	1,361
23	23	2.48	949	26.7	1,361
24	24	2.59	950	26.7	1,361
25	25	2.70	951	27.5	1,400
26	26	2.81	952	27.5	1,400
27	27	2.92	953	27.5	1,403
28	28	3.02	954	27.5	1,403
29	29	3.13	955	27.5	1,403
30	30	3.24	956	27.5	1,403